ブロック塀補助金対象チェックリスト

□ 点を入れてください。

申請者	名:
=r + 114	/+ ⊥ −

所在地:袋井市

1. 撤去の補助を受ける場合は、次のすべてに該当する塀の撤去である必要があります。

_	「一版名の情切と文字の物目は、久の子、てに欧当子の赤の版名でのも文字の方を子。		
		項目	詳細•補足
	ロブ	「ロック塀等である	組積造(レンガ造、石造、鉄筋のないブロック造等)および 補強コンクリートブロック造の塀をいう ※鉄筋コンクリート組立塀(万年塀)は対象外
	口公	*道に面して建っている	地震時において、道路通行人等の第三者に被害を与える おそれのあるもので、道路に面している
	ロブ	「ロック積みの高さが60cmを超えている	1段20cmのブロックの場合は、4段以上である
5		危険なブロック部分をすべて撤去すること	撤去の結果、塀が地震に対して安全な構造となること 鉄筋が適正に施工されている場合のみ、道から60cm未満 かつ2段まで残すことができる
= 1		てのいずれかに該当し、倒壊の危険がある	
,	-		
I	』 ブ	「ロック塀の場合※	詳細•補足
ij	艮	「ロック塀の場合※ □ 高さが高すぎる	詳細・補足 2.0m超である
	艮		
撤	艮	□ 高さが高すぎる	2.0m超である
撤去	艮	□ 高さが高すぎる □ 塀の厚さが十分でない	2.0m超である 厚さが10cm以下である
撤去	艮	□ 高さが高すぎる □ 塀の厚さが十分でない □ 控え壁がない(塀の高さが1.2m超の場合)	2.0m超である 厚さが10cm以下である 塀の長さ3.2m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突き出した控え壁がない
撤去事業申	艮	□ 高さが高すぎる □ 塀の厚さが十分でない □ 控え壁がない(塀の高さが1.2m超の場合) □ 基礎がない	2.0m超である 厚さが10cm以下である 塀の長さ3.2m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突き出した控え壁がない ブロックの下部にコンクリートの基礎がない
撤去	艮	□ 高さが高すぎる □ 塀の厚さが十分でない □ 控え壁がない(塀の高さが1.2m超の場合) □ 基礎がない	2.0m超である 厚さが10cm以下である 塀の長さ3.2m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突き出した控え壁がない ブロックの下部にコンクリートの基礎がない
撤去事業申請	艮	□ 高さが高すぎる□ 塀の厚さが十分でない□ 控え壁がない(塀の高さが1.2m超の場合)□ 基礎がない□ 塀が健全でない□ その他	2.0m超である 厚さが10cm以下である 塀の長さ3.2m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突き出した控え壁がない ブロックの下部にコンクリートの基礎がない 塀に傾きがある、ひび割れがある、など
撤去事業申請	艮	□ 高さが高すぎる □ 塀の厚さが十分でない □ 控え壁がない(塀の高さが1.2m超の場合) □ 基礎がない □ 塀が健全でない □ その他 □ 鉄筋が適正に入っていない	2.0m超である 厚さが10cm以下である 塀の長さ3.2m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突き出した控え壁がない ブロックの下部にコンクリートの基礎がない 塀に傾きがある、ひび割れがある、など 透かしブロックを使用している、など

※レンガ造、石造、鉄筋のないブロック造等の塀の場合は、ご相談ください。

2. 次のいずれかに該当する部分は補助対象外となります。

	項目	詳細・補足	
	□門柱等の部分	組積造(レンガ造、石造、鉄筋のないブロック造等)および 補強コンクリートブロック造であっても対象外	
	ロ フェンス併用型ブロック塀のフェンス部分の撤去費		
ック項	□撤去の付帯工事	例えば、撤去に伴う自転車置場の一時撤去、仮設、再設置 などの付帯工事は対象外	
É	□ 明らかに法令違反である塀		
	撤去後もブロックが3段以上、 又は道からの高さが60cm以上残る場合	撤去の結果、塀が地震に対して安全な構造となることが必 要であるため	

3. 次のいずれかの道路等に面する塀は、撤去事業の補助率が割増となり、また改善 割 事業の対象とすることができます。

増		項目	詳細•補足
· 改	チェ	□ 緊急輸送路、市指定避難所、 □ 又は容積率400%の地域内の道路	県指定および市指定の緊急輸送路、 地域防災計画で定める避難地若しくは避難所の敷地境
一 対 象	ック項	□ 津波避難困難地域(国道150号以南の地域)内の道路	
75	目	□ 申請年度において袋井市教育委員会が承認した通学路	市教育委員会学校教育課で確認してください

4. 改善の補助を受ける場合は、次のすべてに該当する必要があります。

		項目	詳細・補足
改善事業	チェック頃	□ 改善後の塀が地震に対して安全な構造となること	新たにコンクリートブロックを使用する場合は、道路面から の高さが60cm未満、かつ2段以下であること 使用するコンクリートブロックの厚さは12cm以上とする メーカーの施工要領、壁式構造関係設計規準集・同解説 (メーソンリー編)等の基準・法令等に適合すること
	項目	□ 撤去事業の補助と一体に行うものであること	改善事業補助は、撤去事業補助を実施していなければ補助対象外
		□ 改善延長が撤去事業対象延長以下であること	危険なブロック塀を撤去した延長分が改善の補助対象